

日インドネシア協定における原産地証明書のデータ交換  
(特定原産地証明書の電子化)に関する詳細のご連絡 (vol. 4)  
【輸入通関の方法および再発給申請の方法について】

2023年6月26日

日本商工会議所

1. 電子原産地証明書 (e-CO) がインドネシア税関に届いていない場合の輸入通関の方法  
日インドネシア経済連携協定における特定原産地証明書のデータ交換に係る輸入通関の手続きについては、本年6月15日付の連絡 (<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230615ecoindonesiasyosai-2.pdf>) において、当面の間の経過措置として、インドネシア税関が電子原産地証明書 (以下、「e-CO」) の受信を確認できない場合、輸入者は第一種特定原産地証明書発給システム (以下、「発給システム」) 上で生成する PDF ファイルの原産地証明書を印刷したものを輸入通関の際に提示することになるとお伝えしました。

これについて、6月23日 (金) に開催された日インドネシア政府間の協議を経て、以下のとおり運用されることになりましたのでご注意ください。

輸入者は、インドネシア税関が輸入者向けに公開している「INDONESIA NATIONAL SINGLE WINDOW」 (以下、「INSW」) のサイトから、e-CO の受信状況を確認することができます。INSW で e-CO の受信が確認できれば、輸入者にて INSW での受信画面を印刷してインドネシア税関に提示することなどにより輸入通関を行うことが可能です。具体的な申告手続きはインドネシア税関にご確認ください。

e-CO の交付後、24 時間以上経過しても発給システム上の送信ステータスが「送信中」から「送信完了」に移行しない場合、発給申請者から輸入者に対し、INSW で e-CO の受信状況を確認するようお伝えください。 (インドネシア税関側に e-CO が届くと、送信ステータスが「送信完了」に移行します。)

もし、輸入者が、INSW での e-CO の受信を確認できない場合は、以下の「お問い合わせフォーム」から当所宛にご一報ください。

なお、お問い合わせの件数が多い場合は、インドネシア側に対し、PDF ファイルの原産地証明書を印刷したものの輸入通関を認めるよう申し入れることを検討します。そのため、輸入者は、PDF ファイルの原産地証明書を印刷したものをインドネシアでの輸入通関の際に保持し、いつでも提出できるようにすることを推奨いたします。

## 2. データ交換における再発給申請の方法

データ交換では、再発給申請の対象となる e-CO の発給申請情報の状態が「交付済」かつ送信ステータスが「送信完了」である場合、輸入通関を行う前であれば再発給申請が可能

です。再発給申請を行う場合は、輸入者による輸入通関を止めるようにしてください。

また、インドネシア税関側で e-CO の受信に時間を要し、送信ステータスが「送信中」から「送信完了」に移行しない場合は、発給申請者から輸入者に対し、INSW のサイトを確認して e-CO の受信が確認できた場合に INSW での受信をインドネシア税関に提示するよう伝えてください。INSW からインドネシア税関に e-CO が送信されることとなります。インドネシア税関に e-CO が届き次第、発給システムの送信ステータスが「送信完了」に移行しますので、再発給申請が可能となります。

なお、再発給申請に関しては、下記の情報もあわせてご参照ください。

#### 【データ交換の再発給申請に関する情報】

- ・ 2023. 6. 22 日インドネシア協定における特定原産地証明書のデータ交換（特定原産地証明書の電子化）に関する詳細のご連絡（vol. 3）【データ交換開始以前に専用紙で発給された特定原産地証明書に関する、再発給申請の手続きについて】

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230622ecoindonesiasyosai3.pdf>

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)